

児童手当

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校終了までの児童を養育している方に手当を支給します。

対象者

中学3年生までのお子さんを養育している父母等

持ち物

- ・印鑑
- ・請求者の健康保険証
- ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード
- ・請求者及び配偶者の個人番号カード又は通知カード



支給額

- ・3歳未満 15,000円/月
- ・3歳以上小学校修了前第1子・第2子 10,000円/月、第3子以降 15,000円/月
- ・中学生 10,000円/月
- ・所得制限世帯 5,000円/月

支給月

2月・6月・10月

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

チャイルドシート購入費補助金

6歳未満のお子さんを車に乗車させる際に、道路交通法でチャイルドシートの着用が義務付けられています。お子さんを交通事故から守るため、チャイルドシートの購入に際して補助金を交付します。

金額

チャイルドシート購入金額の2分の1(100円未満の端数があるときは、切り捨てた額)で、1台につき最大で1万円まで。

対象

町内に住所を有する方で、町内に住所を有する就学前の乳幼児のためチャイルドシートを購入した方。対象となる児童1人につき1回限りです。

持ち物

- ・領収書(原本)
- ・保証書(必ず購入店名の記載があるもの)
- ・印鑑・通帳



問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783